

第2期中期目標	第3期中期目標（案）
前文	
<p>地方独立行政法人新小山市市民病院（以下「法人」という。）は、平成25年4月1日の設立以来、「チーム医療を推進し、地域の皆様から信頼され必要とされる病院を目指す」を理念に掲げ、急性期医療を担う地域における中核病院として、地域住民に安全で質の高い医療の提供に努めてきた。</p> <p>第1期中期目標の期間中において、法人は、地方独立行政法人制度の特徴を十分に生かし、柔軟で迅速な意思決定により、効率的な病院運営に取り組み、医師や看護師をはじめとする医療従事者の積極的な確保や急性心筋梗塞・脳卒中等救急患者の受入体制の整備、DPC対象病院の指定等健全で安定した組織・経営基盤を構築してきた。また、地域医療機関との機能分担と連携強化を図るため、地域医療支援病院として承認されるなど、その責務を果たしてきた。</p> <p>平成28年1月新病院の開院を転機として、医療サービスの充実を図り、持続的な収益力強化に向けた病院経営を展開し、組織・経営基盤の確立を図ってきた。</p> <p>小山市は、地方独立行政法人に対し、急性期医療を担う地域の中核病院としての使命と責任のもと、良質で安全な医療を提供するため人的資源の更なる確保と質の向上を図り、地域住民に信頼され共に歩む病院となることを期待し、ここに第2期中期目標を定める。</p>	<p>地方独立行政法人新小山市市民病院（以下「法人」という。）は、平成25年4月1日の設立以来、地域住民に支えられ、近隣の大学病院や地域の医療機関との連携を行いながら、地域の中核病院として地域住民の健康を守り、地域医療の充実を図ってきた。</p> <p>平成29年度から令和2年度までの第2期中期目標期間においては、同じ二次医療圏の中に2つの大学病院があるという環境のなかで、一般急性期病院として救急医療、小児医療をはじめとした二次機能の役割を果たしてきており、地域連携の面では、近隣市町に在す14病院で構成する小山市近郊地域連携協議会を発足させるなど、着実に成果が表れている。</p> <p>また、地方独立行政法人制度の特徴を十分に活かし、柔軟で迅速な意思決定、更には職員の意識改革を図り、職員一丸となって医療の質を向上させ経営改善に取り組み、継続した黒字経営を達成することができた。</p> <p>一方で、人口減少や高齢化の進展による医療需要の変化に対応する地域医療構想、医療制度改革や働き方改革など医療を取り巻く環境の変化に柔軟かつ積極的な対応が求められている。</p> <p>このような状況を受け、法人が地域住民から求められる地域密着型の急性期中核病院としての使命を着実に果たすため、市は、以下の第3期中期目標を法人に示すものである。</p>
第1 中期目標の期間	
平成29年4月1日から令和3年3月31日までの4年間とする	令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間とする。
第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1 良質で安全な医療の提供	1 地域に密着した急性期病院として良質で安全な医療の提供
<p>(1) 急性期病院としての機能の充実</p> <p>急性期病院を担う地域の中核病院としての機能を維持しつつ、高度で専門的な医療が提供できるよう各診療部門の充実を図ること。</p>	<p>(1) 診療機能の整備</p> <p>医療需要の質的及び量的変化や新たな医療課題に適切に対応するために、患者動向や医療需要の変化に即して、高度専門医療並びに総合診療科等の診療部門の充実及び見直しを行うこと。高度の総合診療医の確保を図り、高度専門医療の充実に努めること。</p>
<p>(2) 救急医療の取組み</p> <p>地域の医療機関や消防等の関係機関との役割分担及び連携のもと、救急患者を積極的に受け入れ、より充実した断らない救急医療体制を構築すること。</p>	<p>(2) 救急医療の取組み</p> <p>救急受け入れ体制の整備を行い、地域の医療機関や消防等と役割分担及び連携を強化し、救急医療の充実に努めること。</p>
<p>(3) 4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）への対応</p> <p>地域の医療機関では対応できない高度で専門的な医療の提供体制を充実させ、更なる診療水準の向上に取り組むこと。</p>	<p>(3) 4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）への対応</p> <p>地域の中核的な医療機関として、4疾病に対する方針を明確化させ、急性期医療や高度専門医療等の充実に努め、地域において存在感を示すシェアを確保すること。高い存在感を保持すること。</p>
<p>(4) 小児・周産期医療の充実</p> <p>小児救急二次輪番病院として、小児救急の受入体制の強化を図ること。また、引き続き産科スタッフの人員確保に努め、地域周産期医療機関としての医療機能を整備し、安心して子供を産みかつ育てられるよう、医療の提供体制を確保すること。</p>	<p>(4) 小児医療の充実</p> <p>小児二次救急医療機関として地域のニーズに応えられる小児医療体制を引き続き充実させ、一次医療機関及び三次救急医療機関との連携を強化させること。</p> <p>(5) 周産期医療の対策</p>

	<p>社会的情勢を掌握しつつ、引き続き産科スタッフの人員確保に努め、また身近な医療圏で安心して出産ができる体制構築を図るため、関係医療機関と連携を図り地域周産期医療に取り組むこと。地域の中での二次周産期医療について考えていくこと。</p>
<p>(5) 災害時における対応</p> <p>平時から緊急連絡体制の確保や災害医療訓練の実施等、災害医療に対応可能な体制の整備に努め、災害発生時には、小山市及び関係機関と連携し、地域災害拠点病院に準じた必要な医療救護活動を積極的に実施すること。</p>	<p>(6) 災害時における医療協力</p> <p>平時から災害医療に対応可能な体制の整備に努め、災害時には小山市及び関係機関と連携し、地域災害拠点病院に準じた必要な医療救護活動を積極的に実施するとともに、県の要請等に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）を現地に派遣して医療支援活動の実施や運営等に協力すること。</p>
<p>(6) 感染症医療の対策</p> <p>感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、また発生しようとしている場合には、小山市及び関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を取ること。</p>	<p>(7) 感染症医療の対策</p> <p>新型コロナウイルス等を含む新たな感染症など、地域住民の生命、健康の安全を脅かす健康危機事象が発生したときは、関係機関と密接に連携しながら医療協力に努めること。</p> <p>また、平時から感染症医療に対応可能な体制の構築に努め、院内感染防止対策を確実に実施すること。</p>
<p>(7) 予防医療の充実</p> <p>疾病予防はもとより、生活習慣病に対する早期発見、早期治療を推進するため、受診者のニーズに対応した人間ドック・健診体制の整備を図ること。また、小山市や関係医療機関と連携し、健康講座の開催などを通し、予防医療に関する普及・啓発活動を推進すること。</p>	<p>(8) 予防医療の充実</p> <p>受診者のニーズに対応した人間ドックや健診の体制整備に努め、市と協働で生活習慣病予防、がん、健康寿命の延伸等に関する健康講座等を開催し、予防医療に関する普及啓発を推進すること。</p>
<p>(8) 安全安心な医療の提供</p> <p>医療安全文化（医療に従事するすべての職員が、患者の安全を最優先に考え、その実現を目指す態度や考え方）の醸成に努め、医療安全対策を徹底すること。</p>	<p>(9) 医療安全対策の充実・強化</p> <p>医療事故などを防止するための医療安全対策を徹底するとともに、医療事故発生時には、病院内に原因の究明と再発防止を図る体制を確保すること。</p>
	<p>(10) 地域の保健・福祉関係機関との連携の継続</p> <p>市町、保健福祉事務所、児童相談所などの関係機関と連携し、母子保健、予防医療、健康寿命の延伸、福祉に資する活動等を継続的に取り組むこと。</p>
<p>2 医療提供体制の充実</p>	<p>2 医療提供体制の整備・充実</p>
<p>(1) 優秀な医療スタッフの確保</p> <p>医療提供体制の安定化を図り、医療水準を向上させるため、優秀な医師、看護師、医療技術職員等の安定的な確保に努めること。</p>	<p>(1) 医療人材の確保と育成</p> <p>高度専門医療等の安定的な提供を図るため、医師、薬剤師、看護師に加え、診療放射線技師、臨床検査技師などの医療従事者の確保に努め定着を図ること。また、教育・研修体制の充実及び自己研鑽・研究をサポートする仕組みづくりを進め、職員の各職務に関連する専門資格を取得するなど、各職種の専門性の向上を図ること。特に、医師確保対策として初期臨床研修医及び専攻医の受入れ・養成を積極的に努めること。</p>
<p>(2) 人材の育成</p> <p>医師、看護師、医療技術職員等の専門性や医療技術を向上させるため、院内における調査・研究を行う他、教育研修制度などを充実すること。また、専門資格取得や研究等に対する支援制度を充実すること。</p>	<p>(2) 事務職員の確保と育成</p> <p>事務職員の研修の充実等により資質向上を図りながら、病院運営の高度化・複雑化に対応できるようマネジメント力の強化に努めること。</p>
	<p>(3) 信頼性の確保</p>

	医療機能の質の充実・向上を図るため、第三者機関の評価等を活用し、常に主体的に業務の改善に取り組むこと。
3 患者・住民サービスの向上	3 患者・住民の満足度の向上
(1) 患者中心の医療 常に患者の視点に立ち、患者の権利を尊重した患者中心の医療を実践し、インフォームド・コンセント（患者自らが受ける医療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、患者へのわかりやすい説明を行った上で、同意を得ること。）を徹底し、患者に必要とされる相談支援体制の強化を図るとともに、多職種の医療スタッフ及び患者が連携する「チーム医療」の充実を図ること。	(1) 患者中心の医療 多職種の医療スタッフ及び患者、家族が連携する「チーム医療」を充実させ、ACP（注）など患者が望む医療やケアを提供することに努めること。 (注) 自らが望む医療やケアについて前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取り組み
(2) 快適な医療環境の充実 医療ニーズに的確に対応し、患者や来院者により快適な環境を提供するため、利便性やプライバシー確保に配慮した院内環境の整備・充実に取り組むこと。	(2) 快適な医療環境の充実 常に患者や来院者の視点に立ち、利便性やプライバシー確保等に配慮した院内環境の整備・充実に取り組むこと。
(3) 患者満足度の向上 職員全員が患者のニーズを的確にとらえ、患者サービスを向上させることにより、患者満足度を向上させること。	(3) 患者・来院者及び地域住民の満足度の向上 平時から患者や来院者のニーズを把握しサービスの向上に努め、また有事に対する対策を講じる等、地域密着型の病院として患者や住民の安心と満足度を高めること。
(4) 職員の接遇向上 患者満足度を向上させ、「地域の皆様から信頼され必要とされる病院」の実現を図るため、職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、接遇の向上に努めること。	(4) 職員の接遇向上 最高の患者サービスを提供することは医療の質とレベルをあげることにつながることを常に意識し、自分たちの仕事にやりがいをもって取り組むこと。める職場環境を確保し、患者満足度、接遇の向上に努めること。
(5) ボランティア制度の活用 ボランティアと職員の協働を積極的に推進し、住民や患者の視点に立ったサービスの向上に努めること。	(5) ボランティアとの協働によるサービスの向上 職員と協働で行う院内ボランティア活動を積極的に周知し、新たに患者や来院者のニーズに気付くことができるボランティアの視点を病院運営に努めて取り組むこと。 市民と協働のボランティア活動を継続的に行い、活動分野の拡大を図ることで、ボランティアの確保に努め、住民や患者の視点を取り入れたサービスの向上と活性化を図ること。
(6) 病院情報の発信 ホームページや病院広報などを活用し、住民や患者、地域の医療機関に対してわかりやすい情報の提供に努めるとともに、積極的な啓発活動を行うこと。	(6) 病院に関する情報の積極的発信 種々の情報発信媒体を活用し、住民や患者、地域の医療機関にわかりやすい情報の提供に積極的に努めること。 より良い地域の医療環境をつくるため、種々の情報発信媒体を活用し、地域の医療機関や住民の意識を高める病院情報の提供を積極的に努めること。
4 地域医療連携の強化	4 地域医療支援病院としての機能強化
(1) 地域医療機関との連携 「地域医療支援病院」として、地域の医療機関との適切な機能分担のもと、病病連携・病診連携の強化を図るとともに、地域の医療水準の向上に寄与すること。 ※(1)と(2)をまとめた	(1) 地域医療機関との連携推進 良質な医療サービスを効果的に提供するため、地域中核医療機関としての役割を果たし、紹介・逆紹介の推進やオンラインを活用した地域の医療従事者向けのセミナーやミーティングを開催するなど、地域の医療機関との連携を一層促進すること。また地域医療情報ネットワーク等を活用した広域的な診療情報の共有化を一層促進すること。
(2) 地域包括ケアシステムの推進（新）	(2) 地域包括ケアシステムの推進

<p>高齢者などが住み慣れた自宅や地域で、自分らしく暮らし続けられるよう、地域の医療・介護関係機関と連携し、退院後の療養支援や在宅医療関係機関を積極的に支援する体制の整備を図ること。</p>	<p>退院時における関係医療機関及び地域の介護・福祉施設等との連携を強化し、退院後の医療支援や施設入所のための情報共有を図るなど、医療・介護・福祉と切れ目のないサービスの提供に努めること。</p>
	<p>(3)住民意識の啓発活動 行政と連携しながら、地域住民を対象としたセミナー、広報などにより、感染症予防・疾病予防・介護予防や病院のかかり方、病院機能及び役割分担等に関する保健医療情報を積極的に発信し、住民の健康・医療に対する意識の啓発に努めること。</p>
<p>5 信頼性の確保</p>	<p>5 法令等の遵守と個人情報保護・開示の推進</p>
<p>(1) 診療の質・サービスの改善 医療機能の質の充実・向上を図るため、第三者機関の評価等を活用し、常に主体的に業務の改善に取り組むこと。</p>	<p>(1) 法令等の遵守 医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、職員の行動規範と倫理を確立し、職員一人ひとりが誠実・公正に職務を遂行することで社会的信用を高めるとともに、適正な病院運営と業務執行におけるコンプライアンスの徹底に向け取り組むこと。</p>
<p>(2) 法令等の遵守と情報の開示 医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、行動規範と職業倫理を確立し、個人情報保護や情報公開等に関して適切に対応すること。</p>	<p>(2) 個人情報の保護と開示 個人情報の保護と開示に関して適切に対応し、カルテなどの個人情報の保護並びに患者及び家族への情報提供を適切に行うこと。更に情報セキュリティ対策の強化に努めること。</p>
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p>	
<p>1 管理運営体制の強化</p>	<p>1 組織マネジメントの強化</p>
<p>患者動向や医療環境の変化等に対し、地方独立行政法人として自律性、機動性、柔軟性及び効率性の高い病院運営を行い、中期目標、中期計画及び年度計画を着実に達成できる管理運営体制の強化を図ること。</p>	<p>地方独立行政法人制度のメリットを活かし、機動的な業務運営を行い、経営戦略を策定しPDCAサイクルを回して実績管理すること。職員が自立し、主体的・自責的に行動し、絶えず変革を志向する組織風土を醸成することで組織マネジメントを強化すること。</p>
<p>2 魅力ある病院づくり</p>	<p>2 働きやすい病院づくり</p>
<p>(1) 人事考課制度の充実 職員の業績、職務能力、職責等を適正に評価し、職員の意欲を引き出す人事考課制度の運用を図ること。</p>	<p>(1) 人事に関する制度の充実 中長期的な視点のもと、適切な人員を計画的に確保するとともに、専門性の向上に配慮した確保・人材の育成に努めること。 また、行動・業務・実績に対するより適切な人事評価を含む人事考課制度の確立等により、職員のモチベーションを高めていくための取組みを進めること。</p>
	<p>(2) 働き方改革への対応 持続可能な医療を提供するために、医師等の勤務時間の制限を設け、それを達成するために、人員確保やタスク・シフティング（注）など、職員の働き方等を工夫すること。 （注）「医師免許を保有していなくとも実施可能な業務」を他職種に移管し、医師は「医師でなければ実施できない業務」に特化すること。</p>
<p>(2) 働きやすい職場環境の整備 職員のワークライフバランスや職場の安全確保、コミュニケーションの活性化などを通じて、職場環境の改善を図り、職員の働きがいのある病院づくりに努めること。</p>	<p>(3) 職員の就労環境の整備 職員の能力が十分に発揮でき職員の満足度を高める組織づくりに取り組むとともに、職員の健康維持・増進を図り、職員が業務に専念するための職員が安心して働けるための環境整備を図ること。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p>	

<p>1 経営基盤の維持と経営機能の強化</p>	<p>1 経営基盤の維持と経営機能の安定化</p>
<p>公的病院としての使命を果たすため、健全で安定した経営基盤を確保し経常収支の均衡を図るとともに、適切な業務分析の実践とそれに基づく経営に関する企画立案機能の強化を図ること。</p>	<p>質の高い医療を安定して提供するため、培った経営基盤を維持し、中期目標期間内における累計の経営経常収支比率100%以上を達成するよう努めること。</p>
<p>2 収益の確保と費用の節減</p>	<p>2 収益の確保と費用の抑制</p>
<p>(1) 収益の確保 病床稼働率の上昇や診療報酬の改定等への的確な対処により収益を確保するとともに、査定減等の防止、未収金の防止対策に努めること。</p>	<p>(1) 収益の確保 安定した経営を維持するために、住民の医療ニーズに応えつつ診療単価の向上に努め、国の医療制度改革や診療報酬改定等に、速やかに対応するための取組みを行うこと。 また、患者動向や診療体制等見据え、病床利用率、平均在院日数など、収入確保につながる数値目標を設定し、その達成を図ること。</p>
<p>(2) 費用の節減 全職員がコスト意識を持って、在庫管理や購入方法等の見直しなど、経費削減に努めること。</p>	<p>(2) 費用の抑制 急性期病院としての役割を維持しながら診療材料や医薬品等の適切な管理によるコスト削減に努めるほか、経営状況の分析を随時行い、また集中と選択の考え方による費用対効果の改善に向けた進捗管理に取り組むこと。</p>
	<p>3 高度医療機器の計画的な更新・整備 地域の医療ニーズや費用対効果などを総合的に勘案した中長期的な投資計画のもと、高度専門医療等を継続的に提供できるよう、必要な医療機器の更新・整備を計画的に進め、その有効な利用に努めること。</p>
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p>	
<p>「小山市の地域医療を守り育てる条例（平成26年9月29日条例第26号）」第6号に規定する法人の責務を踏まえ、「小山市地域医療推進基本計画（平成28年3月策定）」に定める各取組施策を着実に実践すること。</p>	<p>「小山市の地域医療を守り育てる条例（平成26年9月29日条例第26号）」第6号に規定する法人の責務を踏まえ、「小山市地域医療推進基本計画（平成28年3月策定）」に定める各取組施策を着実に実践すること。</p>